

御宿町立御宿中学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめ防止対策の基本理念

- すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核となる。
- いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが重要である。

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」以下「法」 第2条より）

○定義に基づくいじめの判断の留意点

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第

22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、好意を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの様態としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで連続して行われた行為でも、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(2) **いじめの防止等のための対策における基本的な考え方**

○いじめ問題に対しては、全職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、正確な状況把握と説明を責任もって行うものとする。

○学校の内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。

(「法」第3条より)

○いじめを行わないように、いじめを放置しないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響など、いじめ問題に関する児童等の理解を深めるようにする。

(「法」第3条より)

○いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するために、市、地域、家庭その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。

(「法」第3条、第8条より)

○以下の点について認識していじめの防止等の対策を講じていく。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめは、すべての生徒・学級・学校に起こり得る問題である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ・いじめの様態は様々である。
- ・いじめは、児童等からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ・いじめは安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ・いじめは、解消後も注視が必要である。
- ・いじめは、教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

2 学校いじめ対策組織について

(1) **組織対応の基本的な考え方**

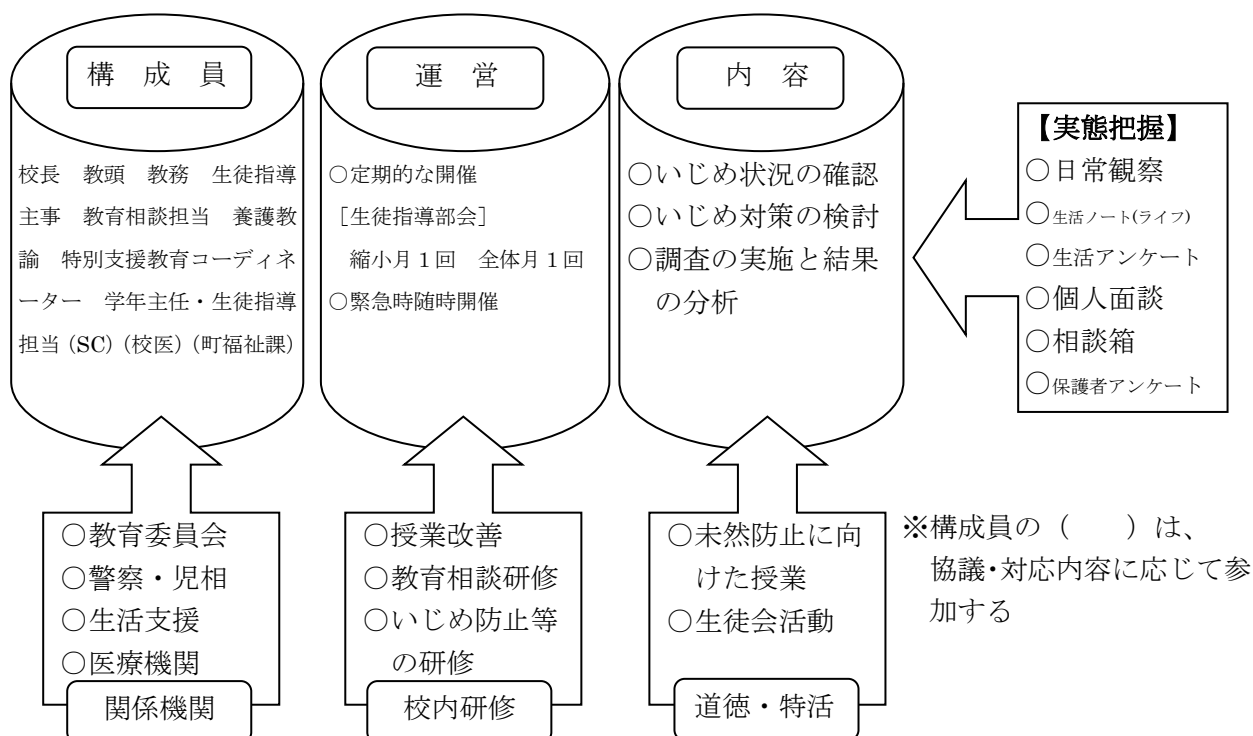
担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応する。
[共通確認事項]

①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。

- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（対策委員会）とルールを作る。
- ③各学級で起きていることを職員会議や生徒指導部会の報告等で共有して、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
（問題解決までの過程とは、
「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

(2) **いじめ防止等の対策のための組織の設置**

<いじめ対策委員会（生徒指導委員会と兼ねる）>



<組織の役割>

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策)の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事例対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う組織としての役割
- エ 学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を推進する役割
- オ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実確認の聴取、被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針と保護者との連携を図る役割
- カ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む)

<いじめ対策担当>

生徒指導主事

- (役割) ①校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
②いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
③いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
④個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
⑤ケース記録の集積と引継ぎを行う。

<いじめの発見、報告体制等、システム化しておくべきこと>

- ①いじめを発見した時の報告体制
発見者⇒学年主任⇒いじめ対策担当⇒管理職・いじめ対策委員会構成員
- ②いじめ発見のための実態調査の方法
- ・学校生活アンケート「楽しい学校生活を送るために」
毎月（4、5、6、7、9（2回）、10、11、12、1（2回）、2、3月）実施
 - ・保護者へのアンケート調査
- ③いじめの指導記録の共通化
- ④情報の可視化→情報の共有化→問題の意識化→解決に向けた協働体制の確立
- ⑤いじめ問題の確実な引継ぎ → いじめの再発防止 → 子どもを守る
- ⑥記録から見える課題の把握 → いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

3 いじめの未然防止について

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(1) **いじめを許さない学校・学級づくり（学校の基本姿勢）**

- ①「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方の転換が必要であること。すべての生徒を対象に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であることを共通認識して教育活動に取り組んでいく。
- ②いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止対策でなく、いじめを行わせないという意味での未然防止対策が必要である。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒にしっかり定着させる。
- ④学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、生徒が心から価値意識を感ずるよう適切に指導すること。特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。

- ⑤学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

⇒「いじめゼロキャンペーン「私たちはいじめを許しません」実施

・いじめゼロキャンペーン	5～6月
アンケート（生徒会）	5月
道徳 いじめ題材全校展開	6月
いじめ撲滅行動宣言	6月
・ありがとうメッセージ	通年

(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

- ①人権意識を高める。(チェックシートや校内研修の実施)
- ②いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立ち生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④生徒によっては、いじめを原因に自ら命を絶つことがある、という最悪の事態を想定し、日ごろから教員やスクールカウンセラーに相談できる体制が確立されていることを周知し、気になる生徒には教員から声をかける。さらに、いじめ等、相談された内容については、解決に向け全力で取り組み、当該生徒を徹底して守る姿勢を伝え、安心感を与える。
- ⑤過度の競争意識や、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発することもあることを認識して指導に取り組む。
- ⑥教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを誘発、助長することもあることを認識して指導に取り組む。

(3) いじめの未然防止に向けた手立て

①学級経営の充実

ア 生徒に対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。

イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりをすすめる。

ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

(いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を書いた言葉遣いには適宜指導を行う。 <例> 「キモい」、「ウザい」、「死ね」)

エ 月に1回行うアンケート「生活アンケート」や学力・学習状況調査の質問紙調査の結果、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、日常の生徒観察（普段と異なる表情や体調不良等）から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

②授業中における生徒指導の充実

ア 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係づくり」）をすすめる。

イ 「楽しい授業」、「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

ウ 発言や集団への関わりに消極的な生徒に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるようにする。

③道徳教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を教科書以外でも取り上げ、いじめをゆるさない心情を深める授業を工夫する。

(県 DVD 教材も積極的に活用する)

ア 「考え、議論する道徳」の授業実践

○読み物の登場人物の気持ちを読み取ったり、「いじめは許されない」ということを言わせたり書かせたりすることだけに終わらない。現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むために、自分自身のこととして、多面的・多角的に議論していく場を授業に取り入れる。

☆道徳年間指導計画に、『いじめ防止』と加筆して、計画的な指導を行う。

④学級活動の充実

ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、社会性を育てる。

ウ ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。

⑤学校行事の工夫

生徒が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるよう工夫して企画、実践をする。

⑥生徒会活動の工夫

生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動を活用する。

*いじめゼロキャンペーン「私たちはいじめを許しません」実施計画参照

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

千葉県における「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」や「いのちを大切に
するキャンペーン期間(1学期)」等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や
人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

*各学級目標の設定と廊下掲示

⑧情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話、スマホを使って、意図的または無自覚にいじめを行う者や
いじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動など
の中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

*eライブラリ→教材の作成→ネットモラル、インターネット安全教室実施

⑨特に配慮が必要な児童生徒

学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の
特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を
行う。また、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、
いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童生
徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど
の外国につながる児童生徒

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えている場合も多いこと
に留意する。

- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- エ 東日本大震災・能登半島地震に伴う災害によって避難している児童生徒
被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑩児童・生徒及び保護者、地域に、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。(ホームページ、学校・学年だよりに掲載)
*学校公開日等の授業参観で、保護者に道德等の授業を公開する。

4 いじめの早期発見について

(1) アンケート調査の実施と分析

- いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと定期的に生活アンケート調査を実施する。
- 学校生活アンケート「楽しい学校生活を送るために」を毎月実施する。
- インターネットを通じた項目を必ず設ける。
- 記入があった場合には該当生徒と即座に面談をし、内容を把握する。

(2) 面談の実施

- 各学期末に生徒との面談を実施する。
- 生徒が面談を希望する時には即時面談をする。
- 全員が SC と面談をする。

(3) 保護者調査の実施

- 保護者面談を年2回実施する。
- 保護者に対して、いじめに関するアンケート調査を実施する。

(4) 複数の目による発見

- 休み時間や昼休み、放課後に巡回を積極的に行い、気になる様子に目を配る。
- 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合は、教員から声をかける。
- 教室から職員室への経路を変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりする。

5 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- 意見箱や悩み相談箱を設置する。
- 担任はもとより養護教諭等、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを知らせる。
- スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を知らせる。
- SOS の出し方について、「SOS の出し方教育」のDVD等を用いて指導する。
- 学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを知らせる。

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- いじめ相談室・電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を学校便りやホームページ、教室内の掲示などで生徒、家庭に周知する。
 - ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
 - ・ 子供と親のサポートセンター 0120-415-446 (千葉県内のみ)
 - ・ 子どもの人権110番 0120-007-110 月～金 8:30~17:15
 - ・ ヤングテレホン少年相談窓口 0120-783-497 月～金 9:00~17:00

(3) 匿名による訴えへの対応

○解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、秘密を厳守することを周知する。

(4) 保護者や地域等からの情報提供

○いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、情報提供に協力を求める。

○保護者・民生児童委員・主任児童委員・青少年育成会等への協力依頼をする。

○いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。とともにいじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが必要である。

認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行い、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告をする。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

○「いじめ対応チーム」を招集する。

○いじめられた子どもを徹底して守る。

○見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

*フロー図

いじめ情報のキャッチ



- 常に生徒の動向などに注意を払う。
- 「いじめではないか」という視点をもつ。
- 噂などを聞いた場合は関係教職員と相談する。

正確な実態把握



- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定



- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援



- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分

に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

保護者との連携



- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応についての検討

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) 保護者との連携

①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ア 事情聴取後、家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- イ いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

③保護者との日常的な連携

- ア 年度当初から、学校・学年だよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3) 教育委員会への報告及び関係機関との連携

① 具体的な関係機関との連携による対応

- 深刻ないじめ問題が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。
- 警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、情報提供に努める。

② いじめ対策会議による対応 ※P3『いじめ対策委員会組織図』参照

ア いじめ対策会議の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、カウンセラーなどをメンバーとして設置する。

イ いじめ対策会議は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

※事案の内容や必要に応じて、関係部署、児童相談所、学識経験者、警察関係者、学校医、弁護士等の出席を要請する。

7 指導について

いじめの状況、きっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者の順に行う。

また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

(1) いじめの関係者への指導

① いじめを受けている生徒への対応

ア 基本的な姿勢

○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。

○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

イ 事実の確認

○担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。

○いじめを受けた悔しさや辛さに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

ウ 支援

○時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。

○学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教えしておく。

○「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

○いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。

エ 経過観察等

○生活ノート(ライフ)の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② いじめを行った生徒への対応

ア 基本的な姿勢

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

○心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

イ 事実の確認

○対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。

○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

ウ 指導

○いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。

○自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。

○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

○いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ることも必要である。

○出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。

エ 経過観察等

○生活ノート（ライフ）、面談などを通して、交流を続け、変化や成長を確認していく。

○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③ 傍観したり周囲にいたりした生徒への対応

ア 基本的な指導

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

イ 事実の確認

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。

○いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

ウ 指導

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。

○いじめを受けた生徒が、傍観している周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめ発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

エ 経過観察等

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解消したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

※いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消できないという意識を持つこと。「いじめが解消している」状態とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認すること。

注) 常に以下に示していることに注意して行う

事情聴取の際の留意事項

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

事情聴取の段階ではではないこと

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

8 重大事態への対処について

県教育委員会から出されたリーフレット「いじめ重大事態の対応」をもとに、認知・対応・対応の課題について十分に研修を行い、重大事態を見逃すことのないようにチームで対応する。

(1) 重大事態についての基準（法28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、

当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

○地方公共団体の長等への報告（法29条～31条）

（公立の学校）当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

※重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャート（※別紙）に従い、学校の設置者の判断に応じて動きます。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（千葉県いじめ防止基本方針）

（2）発生した場合の連絡体制、初動

①学校内及び教育委員会への報告

○発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
校長→学校教育課長→教育長→市長

※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応。

連絡先電話番号等を明記する。一報後、改めて、文書により報告する。

②必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

○いじめが生徒の生命、身体又は財産に重大な損害があると判断したときは、すみやかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③学校いじめ組織の招集

○「学校いじめ防止対策の組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

④具体的な調査方法

○いじめ行為の事実関係を、網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査する。

○いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。

⑤警察への通報など関係機関との連携

○警察、教育委員会、地方自治体、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等。

9 いじめ防止に係わる年間計画

月	主な内容	備考	月	主な内容	備考
4	いじめ防止啓発強化月間(県) ・学級活動(人間関係づくり) ・道徳の授業公開 ・いじめ研修会実施(教師)		11	・豊かな人間関係づくり実践プログラム(3) ・人権教育研修会実施(教師)	
5	・教育相談強化期間 ・いじめゼロキャンペーン ・1年生道徳(友情、信頼)		12	・豊かな人間関係づくり実践プログラム(4)	
6	・いじめゼロ宣言 ・全校道徳(生命の尊さ)		1	・道徳(親切、思いやり) ・学級活動(諸問題の解決)	
7	・学級活動(情報モラル)		2	・教育相談強化期間 ・3年生道徳(公正・公平・社会正義)	
9	・豊かな人間関係づくり実践プログラム(1) ・2年生道徳(公正・公平・社会正義)		3	・道徳(感謝)	
10	・豊かな人間関係づくり実践プログラム(2) ・3年生道徳(公正・公平・社会正義)		※ 生活アンケート実施(毎月) ※ いのちを大切にするキャンペーン(通年) ※ ありがとうメッセージ(通年)		

10 公表、点検、評価等について

(1) P T A総会や学年保護者会等での公表

○学校いじめ防止基本方針を4月のP T A総会やホームページ上で公開する。

(2) いじめに関する取り組みの評価及び次年度の対応の在り方の検討

○学校いじめ防止基本方針に示された、未然防止、早期発見、早期対応等の取り組み状況を学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

○学校の実情に即した学校いじめ防止基本方針の見直し等を行う。その際には、保護者、地域住民、関係機関の意見等も踏まえ、全教職員の共通理解のもと点検・評価して必要に応じた改善を行う。

○県・市教委の基本方針が示された折には、その方針に基づいて随時見直しを図る。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力